

## 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令の概要

### 1. 改正概要

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 39 条第 1 項は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成すべきことを会計監査人の職務として規定するものである。

同項に基づいて規定された国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成 16 年総務省令第 69 号。以下「NICT 財会省令」という。）第 7 条の 3 第 3 項及び第 4 項は、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「独立行政法人の監査基準」という。）、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 126 条等を参考に、会計監査報告の内容について定めるものである。

令和 3 年 3 月 26 日に独立行政法人の監査基準が改訂され、監査した財務諸表等を含む開示書類のうち当該財務諸表等と監査報告書を除いた部分の記載内容（以下「その他の記載内容」という。）について、監査報告書において記載すべき事項が明確にされたとともに、「その他の記載内容」に対する会計監査人の手続が明確にされた。

この改訂に伴い、NICT 財会省令の規定の見直しをする必要がある。本改正省令については、令和 4 年 3 月決算に係る監査から適用される。

#### 【NICT 財会省令規定事項】

（会計監査報告の作成）

第七条の三 機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 （略）

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハマまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハマまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準そ

の他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第39条第1項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日

4 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

※改正事項

## 2. 施行期日

令和3年12月10日 公布・施行